

令和8年度県政広報手話番組動画制作業務委託仕様書

1 事業目的

県政広報手話番組は、県政に対する県民の理解や関心を深めるとともに、聴覚障害の方が必要な情報を入手できるよう、手話や字幕を使用して県政のニュースや生活情報等をわかりやすく紹介する番組であるため、特に聴覚障害の方に配慮した番組制作や、より効果的に伝えるための工夫が必要となっています。

令和8年度業務の遂行にあたっては、上記の趣旨を十分踏まえ、県と協議の上、業務を行うこととします。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務回数

年20回制作（各月1～2回放送、初回放送は4月23日を予定）

4 業務内容

県政広報手話番組の動画制作

- ・番組名を「手話タイム+1（プラスワン）」とすること。
- ・9分間の番組とすること。
- ・聴覚障害者に必要な情報を県と協議の上決定し、取材を行うこと等により、情報素材を収集すること。
- ・映像には手話を用いること。
- ・字幕や原稿については、日本語を母語としない視聴者にも伝わりやすいよう、可能な限り簡易な日本語表現を用いること。

5 放送までの作業工程

（1）番組制作に関する資料・台本の提出

- ・番組で取り上げる情報について、年間スケジュールや各放送回の項目、内容がわかる資料および台本を広報課へ提出し、協議を行ったうえで承認を受けること。

（2）番組収録

- ・番組では手話通訳者を起用すること。
- ・インターネット上での動画配信を行うことを前提として、制作段階で著作権の処理を済ませておくこと。

（3）成果物の納品

- ・別途、県が委託する放送業務の受託者に、放送日の10営業日前までに「XDCAM」として納品すること。
- ・成果物を収録したDVD（1点）と映像データ（mp4形式）を、放送終了後に広報課まで納品すること。

6 制作物の著作権および著作者人格権

本業務における全ての成果物（映像、イラスト、写真（未使用写真含む）、ロゴ等）の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、委託料の支払と同時に全て県に譲渡されるものとし、県は、県が行う広報のために自由に利用できるものとする（ただし、受託者に著作権および著作者人格権を有しないものについては除く）。

受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。